

加古川市監査委員 中西 一人
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 森田 俊和
加古川市監査委員 木谷 万里

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
農事組合法人みとろ生産組合	加古川市ウォーキングセンター	ウェルネス推進課
農事組合法人みとろ生産組合	加古川市見土呂フルーツパーク	農林水産課

2 監査の実施期間

平成 2 7 年 1 月 1 4 日から平成 2 7 年 2 月 2 0 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川市ウォーキングセンター

ア 指定管理者名 農事組合法人みとろ生産組合

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) ウォーキング活動に伴う施設の利用に関すること
- (イ) 地域の自然環境、歴史、文化等の資料の収集及び展示に関すること
- (ウ) 自然学習の推進に関すること
- (エ) ウォーキング活動に係る情報の提供に関すること
- (オ) その他ウォーキングセンターの目的を達成するために必要な業務に関すること
- (カ) ウォーキングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (キ) その他ウォーキングセンターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

エ 指定管理料

- (ア) 平成25年度 3,810,000円
- (イ) 平成26年度 3,919,000円

(2) 加古川市見土呂フルーツパーク

ア 指定管理者名 農事組合法人みとろ生産組合

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) フルーツパークの施設の利用に関すること
- (イ) 野菜、果樹等の収穫の体験に関すること
- (ウ) その他フルーツパークの目的を達成するために必要な業務
- (エ) フルーツパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他フルーツパークの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

エ 指定管理料

- (ア) 平成25年度 40,791,000円
- (イ) 平成26年度 41,383,000円

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。